

個人情報保護規程

制定 平成24年 3月27日

改正 平成25年 6月20日

改正 平成30年 9月 4日

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 個人情報の取扱い（第4条～第11条）

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権（第12条～第37条）

第4章 事業者等における個人情報の取扱い（第38条・第39条）

第5章 雑則（第40条～第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう
 - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁記録（電磁方式（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - イ 個人識別符号が含まれるもの。
- (2) 個人識別符号 次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、細則で定めるものをいう。
 - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの。
 - イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。
- (3) 要配慮個人情報 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次のアからサまでのいずれかに掲げる事項が含まれる個人情報をいう。
 - ア 信条

イ 人種

ウ 社会的身分

エ 犯罪の経歴

オ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続きが行われたこと（エに該当するものを除く。）。

カ 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続きが行われたこと（エに該当するものを除く。）。

キ 犯罪により害を被った事実

ク 病歴

ケ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の別に定める心身の機能の障害があること（クに該当するものを除く。）。

コ 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（サにおいて「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（サにおいて「健康診断等」という。）の結果（クに該当するものを除く。）。

サ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（クに該当するものを除く。）。

(4) 特定個人情報 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(5) 保有個人情報 財団の役員及び職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、財団の役員及び職員が組織的に用いるものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、文書等（情報公開規程（平成22年3月19日制定）第2条に規定する文書をいう。次号において同じ。）に記録されているものに限る。

(6) 保有特定個人情報 財団の役員及び職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、財団の役員及び職員が組織的に用いるものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、文書等に記載されているものに限る。

(7) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

（財団の責務）

第3条 財団は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

第2章 個人情報の取扱い

（取扱いの制限）

第4条 財団は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

（個人情報取扱事務の登録等）

第5条 財団は、保有個人情報を取り扱う事務（一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された保有個人情報を含む情報の集合物を扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で記録された保有個人情報を取り扱う事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。）について、次の事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

- (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (4) 保有個人情報の記録の対象者
 - (5) 保有個人情報の記録内容の項目
 - (6) 保有個人情報の保有形態
 - (7) 保有個人情報の収集方法並びに利用及び提供の範囲
 - (8) 保有個人情報が記録されているファイル、台帳等の名称
 - (9) その他理事長が定める事項
- 2 前項の保有個人情報には、財団の職員に関する保有個人情報で専らその職務の遂行に関するものが記録されたものとして細則で定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等は含まれない。
 - 3 財団は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - 4 財団は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
 - 5 財団は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

- 第6条 財団は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を利用する目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該利用目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない、
- 2 財団は、個人情報（特定個人情報を除く。第4項及び第5項において同じ。）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
 - (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により本人から収集することが困難であって、やむを得ない必要があると認められるとき。
 - (6) 第7条第1項ただし書の規定により利用するとき。
 - (7) 本人から収集することにより財団が行う当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当な理由があると財団が認めるとき。
 - 3 財団は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するよう努めなければならない。
 - (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急に必要なとき。
 - (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
 - (3) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
 - 4 財団は、第2項第3号又は第7号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に書面により通知するものとする。
 - 5 法令の規定に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他こ

れらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報、第2項第1号の規定に該当して収集されたものとみなす。

第6条の2 財団は番号法第20条の規定に違反して、特定個人情報を収集してはならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 財団は、収集したときの利用目的の範囲を超えて保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用し、又は財団以外のもに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認められるとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
- (5) 情報公開規程第5条第1号アからウまでに該当する情報であるとき。

2 財団は、前項第3号の規定に該当するとして保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に書面により通知するものとする。

3 財団は、第1項ただし書の規定により保有個人情報を利用し、又は提供するときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

4 前項に規定する場合において、財団は、必要があると認めるときは、保有個人情報を利用し、又は提供を受けるものに対し、当該保有個人情報について、使用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第7条の2 財団は、収集したときの利用目的の範囲を超えて財団内部において保有特定個人情報を利用してはならない。ただし、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認める場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。）は、この限りでない。

(オンライン結合による外部提供の制限)

第8条 財団は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めたときでなければ、オンライン結合（財団が管理する電子計算機と財団以外のもが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することをいう。以下同じ。）の方法により、財団以外のもに対し財団の保有個人情報及び保有特定個人情報の提供（財団以外のもが財団の保有個人情報を随時入手し得る状態にしての提供に限る。次項において同じ。）をしてはならない。

2 財団は、オンライン結合の方法により、財団以外のもに対し、財団の保有個人情報の提供をするときは、不正な手段により財団の保有個人情報が利用されることがないように必要な措置を講じなければならない。

(適正な管理)

第9条 財団は、利用目的の達成に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 財団は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 財団は、利用目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的資料とするために保存するものについては、この限りでない。

(職員等の義務)

第10条 財団の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(苦情の処理)

第11条 財団は、財団における個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止の請求権

(開示請求権)

第12条 何人も、この規程の定めるところにより、財団に対し、財団が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者(以下「請求代理人」という。)は、当該各号に掲げる保有個人情報について、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人が請求することができないやむを得ない理由があるものとして細則で定める者 保有特定個人情報以外の保有個人情報

(2) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 保有特定個人情報
(開示請求の手続)

第13条 開示請求をしようとする者は、財団に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報の内容

(3) その他理事長が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、細則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人又は請求代理人であることを示す書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 財団は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、財団は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 財団は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 請求代理人により開示請求がされた情報であって、開示することが開示請求に係る本人の利益に反するおそれがあると認められるもの。

(2) 開示請求者(請求代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。この号及び次号、次条第2項並びに第18条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 財団の役員及び職員の職務の遂行に関する情報のうち、当該財団の役員及び職員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報。ただし、当該財団の役員及び職員の氏名に係る部分を開示することにより、当該財団の役員及び職員の個人の権利利益を不当に害すると認められる場合にあつては、当該部分を除く。

ウ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む開示請求者以外の個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 個人の指導、診断、評価、選考、相談等に関する情報であつて、開示することにより、当該指導、診断、評価、選考、相談等に著しい支障が生ずると認められるもの。
- (5) 財団の内部又は財団と平塚市、他の地方公共団体若しくは国との機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人若しくは財団と類似する団体（以下「平塚市等」という。）間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれると認められるもの、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの。
- (6) 平塚市等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げる支障を生じると認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正かつ適正な遂行を不当に妨げると認められるもの。
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不法な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするもの。
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、平塚市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するもの。
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するもの。
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保を不当に阻害するもの。
 - オ 平塚市等が経営する事業に関し、その企業経営上の正当な利益を不当に害するもの。
- (7) 開示しないことの条件で任意に提供された情報であつて、個人又は法人等における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (8) 人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保及び秩序の維持のため、開示をしないことが適当と認められる情報
- (9) 法令等の規定により、開示することができないとされている情報

(部分開示)

第15条 財団は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、保有個人情報の開示を請求する趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、当該不開示部分が記録されている部分を除いて、当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号に該当する情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことによ

り、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるとは認められないときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、財団は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

(開示請求に対する決定等)

第17条 財団は、開示請求があったときは、当該開示請求があった日から起算して15日以内に、当該開示請求に対する諾否の決定(以下「開示諾否決定」という。)を行わなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 財団は、前項の開示諾否決定をしたときは、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前項に規定する場合において、当該開示諾否決定が開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むものであるとき(開示請求に係る保有個人情報を財団が保有していないときを含む。)は、財団は、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の開示を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

4 財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を開示請求があった日から起算して60日以内に限り延長することができる。ただし、財団は、当該開示請求に係る保有個人情報が一の文書であっても、合理的にその文書を分割することにより同項に規定する期間内に開示諾否決定をすることが可能となる部分があるときは、その部分について、同項に規定する期間内に開示諾否決定をするように努めなければならない。

5 前項本文の規定により第1項に規定する期間を延長したときは、財団は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずると認められる場合には、第1項及び第4項の規定にかかわらず、財団は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示諾否決定をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示諾否決定をすれば足りる。この場合においては、財団は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次の事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示諾否決定をする期限

7 財団が第1項、第4項又は前項の規定により開示諾否決定を行わなければならないとされている期間内に開示諾否決定を行わない場合は、開示請求者は、開示請求に係る保有個人情報の全部について開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条 開示請求に係る保有個人情報に財団及び開示請求者以外のもの(以下この条、第26条、第33条及び第35条から第37条までにおいて「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、財団は、開示諾否決定をするに当たって、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の内容その他財団の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 財団は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開

示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施した日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、財団は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(保有個人情報の開示)

第19条 財団は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、保有個人情報の開示をしなければならない。

- 2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して財団の定める方法により行うものとする。
- 3 財団は、開示請求に係る保有個人情報の開示をすることにより、当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該保有個人情報の開示に代えて、当該保有個人情報を複写したものにより、これを行うことができる。
- 4 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人又は請求代理人であることを確認するために必要な書類で理事長が定めるものを提示しなければならない。

(開示請求の特例)

第20条 財団があらかじめ定めた保有個人情報については、第13条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

- 2 財団は、前項の規定によりあらかじめ定めた保有個人情報について開示の請求があったときは、第17条の規定にかかわらず、開示諾否決定をしないで、速やかに、前条第2項及び第3項に規定する方法により開示するものとする。

(訂正請求権)

第21条 何人も、この規程の定めるところにより、財団に対し、財団が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

- 2 請求代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手続)

第22条 訂正請求をしようとする者は、財団に対し、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の内容
- (3) 訂正を求める内容及び訂正の理由
- (4) その他理事長が定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の訂正義務)

第23条 財団は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 第16条の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第25条 財団は、訂正請求があったときは、当該訂正請求があった日から起算して30日以内に、当該訂正請求に対する諾否の決定（以下「訂正諾否決定」という。）を行わなければならない。ただし、第22条第3項において準用する第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 財団は、前項の訂正諾否決定をしたときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、当該訂正諾否決定が訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正を拒むものであるとき（訂正請求に係る保有個人情報を財団が保有していないときを含む。）は、財団は、その理由を併せて通知しなければならない。
- 4 財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を訂正請求があった日から起算して75日以内に限り延長することができる。ただし、財団は、当該訂正請求に係る保有個人情報が一の文書であっても、合理的にその文書を分割することにより同項に規定する期間内に訂正諾否決定をすることが可能となる部分があるときは、その部分について、同項に規定する期間内に訂正諾否決定をするように努めなければならない。
- 5 前項本文の規定により第1項に規定する期間を延長したときは、財団は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 6 財団は、訂正諾否決定に特に長期間を要すると認めるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正諾否決定をすれば足りる。この場合において、財団は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正諾否決定をする期限

- 7 財団が第1項、第4項又は前項の規定により訂正諾否決定を行わなければならないとされている期間内に訂正諾否決定を行わない場合は、訂正請求者は、訂正請求に対して訂正をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第26条 第18条の規定は、訂正請求について準用する。

(保有個人情報の提供先への通知)

第27条 財団は、第23条の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提出先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第28条 何人も、この規程の定めるところにより、財団に対し、財団が保有する自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第4条の規定に違反して取り扱われているとき、第6条第1項若しくは第2項の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第7条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 請求代理人は、本人に代わって前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

第28条の2 何人も、この規程の定めるところにより、財団に対し、財団が保有する自己を本人

とする保有特定個人情報がある各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条第1項若しくは第6条の2の規定に違反して収集されたものであるとき、第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条の2の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止
2 前条第2項の規定は、保有特定個人情報の利用停止請求に準用する。

(利用停止請求の手續)

第29条 利用停止請求をしようとする者は、財団に対し、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の内容
- (3) 利用停止を求める内容及び利用停止の理由
- (4) その他理事長が定める事項

2 第13条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第30条 財団は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、財団における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第31条 第16条の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する決定等)

第32条 財団は、利用停止請求があったときは、当該利用停止請求があった日から起算して30日以内に、当該利用停止請求に対する諾否の決定（以下「利用停止諾否決定」という。）を行わなければならない。ただし、第29条第2項の規定において準用する第13条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 財団は、前項の利用停止諾否決定をしたときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前項に規定する場合において、当該利用停止諾否決定が利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止を拒むものであるとき（利用停止請求に係る保有個人情報を財団が保有していないときを含む。）は、財団は、その理由を併せて通知しなければならない。

4 財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項に規定する期間を利用停止請求があった日から起算して75日以内に限り延長することができる。ただし、財団は、当該利用停止請求に係る保有個人情報が一の文書であっても、合理的にその文書を分割することにより同項に規定する期間内に利用停止諾否決定をすることが可能となる部分があるときは、その部分について、同項に規定する期間内に利用停止諾否決定をするよう努めなければならない。

5 前項本文の規定により第1項に規定する期間を延長したときは、財団は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

6 財団は、利用停止諾否決定に特に長期間を要すると認めるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止諾否決定をすれば足りる。この場合において、財団は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次の事項を書面により通知しなければならない。

い。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止諾否決定をする期限

7 財団が第1項、第4項又は前項の規定により利用停止諾否決定を行われなければならないとされている期間内に利用停止諾否決定を行わない場合は、利用停止請求者は、利用停止請求に対して利用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第33条 第18条の規定は、利用停止請求について準用する。

(保有個人情報の提供先への通知)

第34条 財団は、第30条の規定により保有個人情報の利用停止の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(審査請求)

第35条 開示諾否決定(第17条第7項の規定により開示しない旨の決定があったものとみなされた当該決定を含む。以下同じ。)、訂正諾否決定(第25条第7項の規定により訂正をしない旨の決定があったものとみなされた当該決定を含む。以下同じ。)若しくは利用停止諾否決定(第32条第7項の規定により利用停止をしない旨の決定があったものとみなされた当該決定を含む。以下同じ。)又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に準ずる審査請求(以下単に「審査請求」という。)があったときは、財団は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、別に定める審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 審査請求に対する裁決で、当該審査請求の全部を認容して当該審査請求に係る保有個人情報を開示することとする場合。ただし、当該開示諾否決定について第三者の反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 審査請求に対する裁決で、当該審査請求の全部を認容して当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合。ただし、当該開示諾否決定について第三者の反対意見書が提出されているときを除く。
- (4) 審査請求に対する裁決で、当該審査請求の全部を認容して当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合。ただし、当該利用停止諾否決定について第三者の反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第36条 前条の規定により審査会に諮問をした財団は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る開示諾否決定、訂正諾否決定又は利用停止諾否決定について反対意見書を提示した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続)

第37条 第18条第2項(第26条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定は、次のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示、訂正又は利用停止をする旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は

棄却する裁決

- (2) 審査請求に係る開示諾否決定、訂正諾否決定又は利用停止諾否決定を変更し、これらに係る保有個人情報の開示、訂正又は利用停止をする旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示、訂正又は利用停止に反対の意見を表示している場合に限る。）

第4章 事業者等における個人情報の取扱い

(委託等に伴う措置)

第38条 財団は、財団以外のものに個人情報を取り扱わせるときは、個人情報の適正な取扱いについて必要な指導を行わなければならない。

2 前項に規定する場合を除くほか、財団は、個人情報取扱事務の全部又は一部を財団以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 第9条の規定は、財団から個人情報取扱事務の全部又は一部の委託を受けたものが当該委託を受けた個人情報取扱事務（以下「受託事務」という。）を行う場合の当該委託を受けたものについて準用する。

4 受託事務に従事している者又は従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平塚市の助言の要請)

第39条 財団は、その保有する個人情報の開示、訂正又は利用停止の申出の手續、当該申出の回答に対して異議の申出があったときの手續その他個人情報の適正な管理に関し、平塚市個人情報保護条例（平成19年平塚市条例第13号）第52条の規定する当該実施機関に助言を求めるものとする。

第5章 雑則

(費用の負担)

第40条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求（次条において「開示請求等」という。）に係る手数料は、無料とする。

2 第19条第2項及び第3項の規定により保有個人情報の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の交付に要する費用を負担しなければならない。

(利用支援情報の提供等)

第41条 財団は、開示請求等をしようとする者が、容易かつ的確に開示請求等を行うことができるように、財団の保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(改廃)

第42条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則への委任)

第43条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、細則で定めるところによる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月4日から施行する。